

財務委員会規則

(名称)

第 1 条 本委員会は、財務委員会と称する。

(目的)

第 2 条 本委員会は、西日本区の財務問題について協議し、その基盤強化と、より効率的な資金運営をはかることを目的とする。

(位置)

第 3 条 本委員会は、定款施行細則第 15 条第 1 項に基づき常置委員会として設けられる。

(構成)

第 4 条 本委員会は、区会計、直前区会計、次期区会計予定者の 3 名によって構成され、委員長は区会計が務める。

2. 委員が 3 名に満たない場合は、補充の委員を理事が任命する。

(任期)

第 5 条 委員長、委員の任期は当該役職任期とする。

2. 補充として選任される委員の任期は、前任者の残任期とする。

(委員会の開催)

第 6 条 委員長は、第 2 条の目的を達成するため、年度内に 2 回以上の委員会を開催する。

(付則)

第 7 条 この規則に定めのない事項は、本委員会において協議され、理事の承認を得るものとする。

2. この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2003年6月14日	制定	2003年7月1日	施行	2004年4月4日	改正	2004年4月5日	施行
2005年11月28日	改正	2005年11月28日	施行	2016年4月9日	改正	2016年7月1日	施行